

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者虐待とは



高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が平成18年4月に施行されました。これにより高齢者虐待について周知や理解は進んでいますが、高齢者の増加に伴い、認知症や自立度の低下などで家族の介護負担も増加し、意識せず虐待に発展してしまうことがあります。高齢者が安心して生活するためには虐待を早期に発見し対応すること。または虐待を起こさせないように本人と家族を見守り、支援していくことが大切です。

高齢者虐待には次のような種類があります。

身体的虐待

- 体をたたく、つねる、殴る、蹴る
- 無理やり食事を口に入れる
- ベッドに縛り付ける
- 部屋に閉じ込める

ネグレクト（介護・世話の放棄）

- 食事を与えない
- 入浴させない
- 部屋にごみを放置するなど劣悪な環境で生活させる
- 必要な介護や医療サービスを理由なく受けさせない

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 侮蔑を込めて子供のように扱う
- 話しかけても意図的に無視する

性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、セックスの強要

経済的虐待

- 生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する

これらの虐待が重複して行われる場合も増えています。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、保健福祉課・泉崎村地域包括支援センターまでご相談またはご連絡ください。

生命や身体に危険がある場合は、通報は義務とされています。ご連絡いただいた方のお名前が外部に漏れることはありません。

虐待＝悪者というわけではありません

適切な介護の仕方や認知症への対応がわからないため、つい手を上げてしまったり、医療や介護負担で経済的に困り、生活の困窮から虐待に繋がるなど高齢者虐待の背景には様々な要因があります。被虐待者だけではなく虐待者も支援することが重要です。みんなの問題として考え、虐待が起こらないよう地域全体で支えあうことが大切です。